

2026 年度（令和 8 年度） 海上保安庁 選考採用試験（土木建築、電気、無線従事者部門・係長級） 受験案内

海上保安庁では、以下の官職の募集を行います。

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ、お手続き願います。

1 採用予定官職・人数

国土交通技官・若干名（詳細は別紙参照）

2 職務内容

民間企業等における実務の経験を活用し、海上保安庁所管行政に関する事務の実施等、次の業務を担当する職員（係長級）として採用します。

（1）土木建築部門

沿岸部や防波堤などに設置している航路標識（灯台、灯浮標等）の建設及び修繕並びに災害又は老朽対策のための施設等点検、設計、積算、監督及び検査等の予算執行事務。

（2）電気部門

沿岸部や防波堤などに設置している航路標識（灯台、灯浮標等）機器の換装及び修繕並びに設計、積算、監督及び検査等の予算執行事務。

（3）無線従事者部門

沿岸部などに設置している無線設備（A I S、レーダー等）、航路標識（灯台、灯浮標等）の保守及び修繕並びに災害又は機器の換装のための調査等、設計、積算、監督及び検査等の予算執行事務。

3 求める人材

- （1）海上保安行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者。
- （2）課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者。
- （3）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者。
- （4）課された役割の範囲内で自律的に行動ができ、物事を進める推進力を有する者。
- （5）民間企業等の職務経験を通じて、その知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者。
- （6）鉄筋コンクリート建築に関する図面の解読や設計に関する技術を有する者（土木建築部門に限る。）。

4 応募資格

次の（１）及び（２）の条件を満たす者

（１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は 9 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 11 年以上、高等学校を卒業した者は 13 年以上）を有する者。

（２）各部門

①土木建築部門

次のイ又はロのいずれかを満たす者

イ 二級建築士以上の資格を有する者。

ロ 技術士のうち次のいずれかの技術部門に登録した者

「船舶・海洋部門」「金属部門」「建設部門」「水産部門（水産土木に限る）」

②電気部門

第一種電気工事士又は第三種電気主任技術者以上の資格を有し、かつ、公的機関、民間企業等で電気通信技術、電気機器・機械の設計・調達・整備に関する業務経験を有する者。

③無線従事者部門

第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士以上の資格を有し、かつ、公的機関、民間企業等で無線設備の保守・設計・調達・整備に関する業務経験を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

○日本の国籍を有しない者

○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号、以下同じ。）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

○採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 8 年度における定年年齢は 62 歳。）

5 勤務先

別紙記載の採用された管区海上保安本部

採用後、適性を踏まえつつ、隣接する管区海上保安本部に異動し、キャリアア

ップを重ねていただきます。

6 採用予定日

原則として、令和 9 年 2 月 1 日（月）

※採用予定日は採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

7 給与等

(1) 給与

採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号、以下同じ）等に基づき、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する選考により採用された当庁の職員が受けている号俸を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。なお、採用後の勤務実績に応じて昇給（年 1 回）等があります。

基本給：月額 276,300 円～364,200 円

(2) 手当

代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）」等に基づき支給されます。

- ・地域手当（勤務地によって俸給等の 1/100～20/100）
- ・扶養手当（子月額 1.3 万円等）
- ・住居手当（月額最高 2.8 万円）
- ・通勤手当（6 箇月定期券等の価額（1 箇月あたり最高 15 万円）等）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 月分））

8 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。

業務状況に応じてフレックスタイムやテレワークも活用できます。

(2) 休暇

休暇は、年 20 日の年次休暇（12 月 1 日採用の場合、2 日付与されます。20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア等）及び介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考方法等

(1) 選考方法

①一次試験

- ・書類選考（経歴評定）
- ・作文試験（職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）

②二次試験

- ・人物試験（人柄、対人能力等についての個別面接）

(2) 二次試験地

二次試験は希望に応じて以下の試験地で行います。

①	海上保安庁交通部	東京都千代田区霞が関 2-1-3
②	第一管区海上保安本部	北海道小樽市港町 5-2
③	第二管区海上保安本部	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1
④	第三管区海上保安本部	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
⑤	第四管区海上保安本部	愛知県名古屋市中区入船 2-3-12
⑥	第五管区海上保安本部	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1
⑦	第六管区海上保安本部	広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17
⑧	第七管区海上保安本部	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10
⑨	第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井 901
⑩	第九管区海上保安本部	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1
⑪	第十管区海上保安本部	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1
⑫	第十一管区海上保安本部	沖縄県那覇市港町 2-11-1

10 選考日程

受付期間	令和8年8月24日（月）～9月25日（金） 17時00分受信分まで有効。
一次試験 合格発表	10月9日（金）までに、申込書記載のメールアドレスあてに通知します。
二次試験	11月9日（月）～11月13日（金）の指定する日
最終合格発表	11月27日（金）までに通知します。

11 応募方法等

(1) 応募方法

海上保安庁HPから、下記(2)で示す書類をダウンロードしPDF形式としたうえで、電子メールにより送付してください。

なお、郵送等による応募を希望する場合は、「12 問合せ先」に事前にご相談下さい。

【提出書類様式掲載ページのURL】

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/saiyou.html>

【提出先】

jcg-hkotsukikaku2*gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変更しています。

「*」を半角の「@」に変更の上、送信してください。

※応募書類提出時のメールの件名は、

『【応募書類提出】海上保安庁土木建築、電気、無線従事者部門・係長級職員
選考採用試験』としてください。

※メール受信確認後、担当から受付した旨返信します。送信から 2、3 日（土
日祝を除く。）しても受付メールが届かない場合は、「12 問合せ先」に連
絡をお願いします。

※書類に不備があった場合、応募を受けつけられない場合がありますので、
ご注意ください。

(2) 提出書類

①申込書（様式 1）

②職歴表（様式 2）

③作文（様式 3）

次に示す作文テーマについて、800～1,200 字程度で記載してください。

テーマ：「海上保安庁の職員として採用された場合、あなたが最も専
門性を発揮できる（または最も携わってみたい）業務」又は、
「ワークライフバランス（仕事と生活のバランス）と転勤に
対するあなたの考え」

※【応募資格】を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には
次の書類を提出していただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の
記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す
場合があります。

（各部門共通）

- ・卒業証明書（高等学校分以降のもの全て）の写し
- ・在職証明書（勤務状況を証明する書類）
- ・住民票記載事項証明書
- ・身体検査票（各自で受診）

（応募する部門に応じた次のいずれかの資格取得を証明する書類）

- ・二級（一級）建築士免許証の写し又は免許証明書の写し
- ・技術士登録証の写し又は技術士登録等証明書の写し
- ・第一種電気工事士証明書の写し
- ・第三種（第一種、第二種）電気主任技術者免状の写し
- ・第一級総合無線通信士若しくは第一級又は第二級陸上無線技術士免許状

の写し

※在職証明書については給与額を決定するうえでも必要となります。在職証明書の提出がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。

(3) その他

①応募に関する秘密は厳守します。

②提出書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3

海上保安庁 交通部企画課監理係（採用担当）

電話：03-3591-5650（直通）（受付時間：平日午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分）

海上保安庁選考採用試験（土木建築、電気、無線従事者部門・係長級）採用予定官職・人数

番号	採用予定職	係長級		
		土木建築部門	電気部門	無線従事者部門
1	第一管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
2	第二管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
3	第三管区海上保安本部交通部整備課技術官	●	●	●
4	第四管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
5	第五管区海上保安本部交通部整備課技術官		●	
6	第六管区海上保安本部交通部整備課技術官	●	●	●
7	第七管区海上保安本部交通部整備課技術官	●	●	●
8	第八管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
9	第九管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
10	第十管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
11	第十一管区海上保安本部交通部整備課計画技術官	●	●	●
	採用人数合計	若干名	若干名	若干名